

<< 「VBA 消費税確定申告書」 システムのデータ入力と申告書・付表について >>

「VBA 消費税確定申告書」システムのデータ入力用フォーム、表示と印刷用のエクセルのシートの説明になります。

令和 08 年版システムでは、令和 08 年 4 月 1 日から令和 09 年 3 月 31 日までの間に終了する課税期間の消費税申告書と付表の令和 08 年 9 月 24 日以降の国税システムの更改による AI-OCR 新様式に対応します。
 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ等に係る経過措置では、令和 08 年 9 月 30 日までの 8 割控除と令和 08 年 10 月 1 日からの 7 割控除の計算に対応します。
 資本金や出資金が 1 億円超の大法人の法人税と法人地方税および消費税と地方消費税の電子申告は対応しません。

■ 「VBA 消費税申告書」のメインメニュー

このシステムのメインメニューは「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「HP 情報」「終了」のコマンドボタンの構成になっています。

システムのメインメニュー

消費税確定申告書 令和08年版		VER 6.95 法人名	サンプルデータ株式会社
令和08年4月1日以後終了課税期間		システム有効期限 令和09年3月31日終了課税期間	
開 始	システム設定	データ削除 ファイル保存読込 パスワード解除	
編 集	データの編集	一般課税・簡易課税のデータ入力と届出書入力	
表 示	シートの表示	一般課税・簡易課税の確定申告書と付表の表示	
印 刷	シートの印刷	一般課税・簡易課税の確定申告書と付表の印刷	
ヘルプ	システム説明	システムの使用方法の説明と注意事項 (PDF)	
HP情報	HP・最新情報	ホームページの表示とシステムの最新情報	
終 了	システム終了	データの保存とシステムの終了処理	

○ 「開 始」

使用者データの登録、データの削除、ファイルへの保存と読込ができます。

○ 「編 集」

一般課税または簡易課税のデータを入力用フォームからの登録と編集を行います。

○ 「表 示」

一般課税または簡易課税の消費税確定申告書、消費税付表、課税取引計算表、消費税の届出書の Excel ワークシートを表示します。

○ 「印 刷」

一般課税または簡易課税の消費税確定申告書、消費税付表、課税取引計算表、消費税の届出書の Excel ワークシートを印刷します。全データを一括印刷は、印刷途中での中止はできません。

○ 「ヘルプ」

システムの使用方法や消費税の一般課税と簡易課税について簡単に説明した PDF ファイルを開きます。

○ 「HP 情報」

Soft-j.com のホームページを表示して、システムの最新情報とエラー情報の確認ができます。

○ 「終 了」

「終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。
 データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時は必ずこのボタンを使用してください。

■ システムのご利用と注意事項について

《システムのご利用について》

このシステムは、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2024/2021 が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1) システムの使用期限

令和 08 年のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 09 年 3 月 31 日終了課税期間(令和 08 年 4 月 1 日以後開始事業年度)までとなっています。

このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

3) 使用権

本システムの使用権は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。

本システムの使用権は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。

本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的ないかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

《システムの注意事項について》

1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのままで入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開く必要があります。

Excel 2019 2016 2013 2010 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2013 のサポートは令和 05 年 04 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2016 のサポートは令和 07 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2019 のサポートは令和 07 年 10 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2019 2016 2013 2010 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

《システムのダウンロードとライセンス料金のお振込みについて》

システムの最新版の Excel ファイルは [soft-j.com](https://www.soft-j.com) のダウンロードサイトから入手することができます。

ライセンス料金のお振込みについては [soft-j.com](https://www.soft-j.com) の銀行振込のご案内またはベクターシェアレジを利用することができます。

最新版のシステムは以下のダウンロードサイトから行ってください。

<https://www.soft-j.net/download.html>

ライセンス料金のお振込みについては以下のサイトで確認してください。

<https://www.soft-j.net/soukin.html>

《「セキュリティリスク」のメッセージバーへの対応について》

インターネットからダウンロードしたマクロ付きの Excel ファイルを開くと、マクロは実行されずにブロックされて「セキュリティリスク」のメッセージバーが表示されます。

Excel により「セキュリティリスク」メッセージバーが発生して VBA がブロックされる場合の対応は、以下の PDF ファイルまたはマイクロソフト社サイトでご確認をお願いします。

https://www.soft-j.net/release/security_risk.pdf

<https://learn.microsoft.com/ja-jp/deployoffice/security/internet-macros-blocked>

● 請求書・領収証の発行について

大変申し訳ありませんが、銀行振込ならびにベクターからの送金のどちらも請求書と領収証の発行はしていません。令和 05 年 10 月 01 日以降の適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応した請求書と領収証の発行はしていません。

■ シートの保護コードについてのお知らせ ■

令和 07 年版までは、シートの保護をユーザー様からのご要望によりメールで送付してシートの直接変更をお願いしていました。

令和 08 年版からは、国税システムの更改による AI-OCR 新様式の PDF ファイルに EXCEL の文字と数値を表示する方式に変更しています。

このために、ユーザー様が AI-OCR 新様式の PDF ファイルを変更できないようになっています。

AI-OCR 新様式の申告書と別表、科目内訳書と事業概況説明書の変更事項やデータの記載もれはバージョンアップで対応しますのでメールでご連絡をお願いいたします。

■ 令和 08 年版「VBA 消費税申告書」システムについて

● 令和 08 年 9 月 24 日以降の国税システムの更改による AI-OCR 新様式への対応について

消費税申告書と付表および届出書は、令和 08 年 9 月 24 日以降の国税システムの更改による AI-OCR 新様式に対応しました。

- ・ **令和 08 年 10 月版**は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 09 年 3 月 31 日までの間に終了する課税期間の適格請求書保存方式（インボイス制度）の消費税申告書と付表および計算明細書の作成に対応します。
経過措置で仕入税額相当額の 70%を仕入税額控除額として計算します。
(経過措置の 70%控除による付表 2-3 に様式変更はバージョンアップで対応します。)
- ・ **令和 08 年 4 月版**は、令和 08 年 4 月 1 日から令和 08 年 9 月 30 日までの間に終了する課税期間の適格請求書保存方式（インボイス制度）の消費税申告書と付表および計算明細書の作成に対応します。
経過措置で仕入税額相当額の 80%を仕入税額控除額として計算します。

※適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者や消費者）から行った課税仕入の経過措置（**免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置**）では、令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの課税期間は仕入税額相当額の 70%を仕入税額控除額とすることができます。

※ 資本金又は出資金が 1 億円超の大法人の法人税と法人地方税及び消費税と地方消費税の電子申告の義務化には対応していません。

■ 令和 06 年版「VBA 消費税申告書」システムについて

令和 06 年版システムは、令和 06 年 4 月 1 日から令和 07 年 3 月 31 日までの間に終了する課税期間における適格請求書保存方式（インボイス制度）の消費税申告書と付表の新様式に対応します。

- ・ 一般課税用の消費税確定申告書は 6.24%又は 7.8%の課税取引用の第一表と第二表の変更に対応しました。
第一表に「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」を追加しました。
- ・ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置により、付表 1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表、付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の様式の変更に対応しました。
- ・ 税額控除に関する経過措置（2割特例）により、付表 6 税率別消費税額計算表〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕の新様式に対応しました。
- ・ 簡易課税用の消費税確定申告書は 6.24%又は 7.8%の課税取引用の第一表と第二表の変更に対応しました。
第一表に「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」を追加しました。
- ・ 消費税の還付申告に関する明細書の棚卸資産等と固定資産の取得欄に取引先の登録番号を追加しました。
- ・ 個人の課税取引金額計算表（事業。農業、不動産）、課税売上高計算表、課税仕入高計算表に対応しました。

■ 令和 05 年版「VBA 消費税申告書」システムについて

令和 05 年版システムの**令和 05 年 4 月以降版**は、令和 05 年 4 月 1 日から令和 05 年 9 月 30 日までの間に終了する課税期間に対応します。

- ・ 一般課税用の消費税確定申告書は 6.24%又は 7.8%の課税取引用の付表 1-3 と付表 2-3 に対応します。
- ・ 簡易課税用の消費税確定申告書は 6.24%又は 7.8%の課税取引用の付表 4-3 と付表 5-3 に対応します。

令和 05 年版システムの**令和 05 年 10 月以降版**は、令和 05 年 10 月 1 日から令和 06 年 3 月 31 日までの間に終了する課税期間における適格請求書保存方式（インボイス制度）の消費税申告書と付表の新様式に対応します。

- ・ 一般課税用の消費税確定申告書は 6.24%又は 7.8%の課税取引用の第一表と第二表の変更に対応しました。第一表に「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」を追加しました。
- ・ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置により、付表 1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表、付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の様式の変更に対応しました。
- ・ 税額控除に関する経過措置（2割特例）により、付表 6 税率別消費税額計算表〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕の新様式に対応しました。
- ・ 簡易課税用の消費税確定申告書は 6.24%又は 7.8%の課税取引用の第一表と第二表の変更に対応しました。第一表に「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」を追加しました。
- ・ 消費税の還付申告に関する明細書の棚卸資産等と固定資産の取得欄に取引先の登録番号を追加しました。

※ 個人の課税取引金額計算表（事業。農業、不動産）、課税売上高計算表、課税仕入高計算表に対応しました。

令和 05 年版「VBA 消費税申告書」システムについて

一般用と簡易課税用の消費税確定申告書と計算明細書、付表 1-3、付表 2-3、付表 4-3、付表 5-3 と消費税届出書を作成するシステムです。

一般用と簡易課税用のデータを入力すると、法人と個人の消費税の確定申告書が計算できます。

個人の事業所得、不動産所得、農業所得の消費税計算では「課税取引金額計算表」「課税売上高計算表」「課税仕入高計算表」を作成します。

消費税確定申告書と付表

一般課税用の消費税確定申告書・第一表

一般課税用の消費税確定申告書・第二表

簡易課税用の消費税確定申告書・第一表

簡易課税用の消費税確定申告書・第二表

付表 1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 (6.24% 7.8%取引のみ)

付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (6.24% 7.8%取引のみ)

付表 4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 (6.24% 7.8%取引のみ)

付表 5-3 控除対象仕入税額等の計算表 (6.24% 7.8%取引のみ)

付表 6 税率別消費税額計算表〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

消費税の還付申告に関する明細書（法人用）

消費税の還付申告に関する明細書（個人用）

課税取引金額計算表（法人用）

課税取引金額計算表（事業所得用）

課税取引金額計算表（不動産所得用）

課税取引金額計算表（農業所得用）

課税売上高計算表（個人用）

課税仕入高計算表（個人用）

消費税の届出書

消費税課税事業者届出書（基準期間用）

消費税課税事業者届出書（特定期間用）

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

消費税簡易課税制度選択届出書

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

消費税の事業廃止届

■ 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ等に係る経過措置について

● 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、制度開始後は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者や消費者）から行った課税仕入れの経過措置

令和 05 年 10 月 1 日から令和 08 年 9 月 30 日までの課税期間は仕入税額相当額の 80%を仕入税額控除額
令和 08 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの課税期間は仕入税額相当額の 70%を仕入税額控除額
令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までの課税期間は仕入税額相当額の 50%を仕入税額控除額
令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までの課税期間は仕入税額相当額の 30%を仕入税額控除額
令和 13 年 10 月 1 日以降は仕入税額控除をすることはできません。

この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・70%控除・50%控除・30%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

○ 一般用消費税申告書の課税仕入高データの入力

一般用消費税申告書の課税仕入高データの入力

納税地・名称・法人番号等	課税期間・基準期間課税売上高	課税売上高の計算	仕入税額控除・経過措置	課税仕入高の計算	貸倒損失・貸倒回収
適格請求書発行事業者からの課税仕入れ	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	合計金額	課税仕入高は適格請求書発行事業者からの課税仕入れ額とそれ以外の事業者からの課税仕入れ額に区分して入力します。	
課税仕入れに係る支払対価の額	32,400,000	66,000,000	98,400,000		
仮払消費税			0		
課税仕入れに係る対価の返還の額	0	0	0		
仮払消費税			0		
免税事業者等からの課税仕入れの経過措置適用を受ける支払対価の額	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	合計金額	令和08年10月1日以後の適格請求書発行事業者以外の事業者からの課税仕入れが1億円を超えると、その超えた部分は経過措置が適用できません。	
経過措置適用を受ける支払対価の額	6,480,000	6,600,000	13,080,000		
仮払消費税			0		
経過措置適用を受ける対価の返還の額	0	0	0		
仮払消費税			0		
消費者等からの課税仕入れの経過措置適用を受ける支払対価の額	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	合計金額		
経過措置適用を受ける支払対価の額	3,240,000	3,300,000	6,540,000		
仮払消費税			0		
経過措置適用を受ける対価の返還の額	0	0	0		
仮払消費税			0		

飲料品等軽減税率分 (酒類・外食を除く)

令和05年10月1日から令和08年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の80%
令和08年10月1日から令和10年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の30%を仕入税額控除できます。
令和13年10月1日以降は仕入税額控除をすることはできません。

データクリア O K キャンセル

7.8%課税分と軽減税率 6.24%課税分の課税仕入高を適格請求書発行事業者と適格請求書発行事業者以外の者に区分して入力します。

適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者や消費者)から行った課税仕入れの経過措置では、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの課税期間は仕入税額相当額の 80%を仕入税額控除額とすることができます。令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの課税期間は仕入税額相当額の 70%を仕入税額控除額とすることができます。

※ 令和 08 年 10 月 1 日以後適格請求書発行事業者以外の事業者からの課税仕入れが 1 億円を超えると、その超えた部分には経過措置が適用できません。

■ 付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

様式ID: N1A0SHB033010020

一般

課税期間	元号	年	月	日	元号	年	月	日	氏名又は名称	法人番号	課税売上割合	控除対象仕入税額等
NO1	5	08	04	01	NO2	5	09	03	31			
A B C												
A B C												
A B C												
課税売上額 (税抜き)	①	50,000,000		G01	50,000,000	G01	100,000,000					
免 税 売 上 額	②			G02		G02						
非課税資産の譲渡等の金額、海外支出等へ移した資産の価額	③			G03		G03						
課税資産の譲渡等の対価の額 (① + ② + ③)	④	100,000,000		G04	100,000,000	G04						
課税資産の譲渡等の対価の額 (④ の金額)	⑤	100,000,000		G05	100,000,000	G05						
非 課 税 売 上 額	⑥	11,111,000		G06	11,111,000	G06						
資産の譲渡等の対価の額 (⑤ + ⑥)	⑦	111,111,000		G07	111,111,000	G07						
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧	90		G08	90	G08						
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑨	32,400,000		G09	32,400,000	G09	98,400,000					
課税仕入れに係る消費税額	⑩	1,872,000		G10	1,872,000	G10	6,532,000					
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑪	9,720,000		G11	9,720,000	G11	19,620,000					
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫	430,560		G12	430,560	G12	968,760					

⑪欄 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)

⑫欄 7.8%課税分と軽減税率 6.24%課税分の課税仕入高を適格請求書発行事業者と適格請求書発行事業者以外の者に区分して記載します。

● 個別対応方式を選択する場合のデータ入力について

課税売上割合が 95%以上で課税売上高が 5 億円以下の場合は、課税仕入れ等に係る消費税の全額を仕入控除税額することができます。しかし課税売上割合が 95%未満又は課税売上高が 5 億円を超える場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれか方法により仕入控除税額を計算します。

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 課税仕入れ高の計算 | 貸倒損失・貸倒回収 |

課税仕入れの計算		8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	非課税・不課税取引	合 計 金 額
当期仕入高		42,120,000	75,900,000		118,020,000
資産の購入					0
合 計	0	42,120,000	75,900,000	0	118,020,000
仮払消費税		0	0		0
対価の流渡		0	0		0
仮払消費税		0	0		0
個別対応方式又は一括比例配分方式	0	42,120,000	75,900,000		118,020,000
課税売上対応		10,800,000	22,000,000		32,800,000
課税売上対応(経過措置・8割控除)		2,160,000	2,200,000		4,360,000
課税売上対応(経過措置・7割控除)		1,080,000	1,100,000		2,180,000
非課税売上対応		10,800,000	22,000,000		32,800,000
非課税売上対応(経過措置・8割控除)		2,160,000	2,200,000		4,360,000
非課税売上対応(経過措置・7割控除)		1,080,000	1,100,000		2,180,000
共通分	0	10,800,000	22,000,000		32,800,000
共通分(経過措置・8割控除)	0	2,160,000	2,200,000		4,360,000
共通分(経過措置・7割控除)	0	1,080,000	1,100,000		2,180,000

飲食料品など軽減税率分
(酒類・外食を除く)

☐ 課税売上高が5億円を超えるために個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入控除税額を計算する

課税売上高が5 億円を超える場合は課税売上割合が95%以上でも個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれか方法により仕入控除税額を計算します。

一括比例配分方式を選択する場合は個別対応方式の「課税売上対応」と「非課税売上対応」欄は入力する必要はありません。

データクリア | O K | キャンセル

適格請求書発行事業者と適格請求書発行事業者以外を区分して入力すると、7.8%課税分と軽減税率 6.24%課税分の課税仕入れ高に集計されます。

個別対応方式では

■ 消費税一般課税の計算表

課税売上割合		①÷②		90.0000900%
課税仕入れに係る支払対価の額		32,400,000	66,000,000	98,400,000
課税仕入れに係る消費税額		1,872,000	4,680,000	6,552,000
課税売上高5億円以下で課税売上割合95%未満		6,480,000	6,600,000	13,080,000
課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満		299,520	374,400	673,920
課税売上高5億円以下で課税売上割合95%未満		3,240,000	3,300,000	6,540,000
課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満		131,040	163,800	294,840
課税仕入れに係る消費税額				
納税義務の免除を受けない(受ける)場合の消費税額				
課税仕入れ等の税額の合計額		2,302,560	5,218,200	7,520,760
19年対象仕入れ税額の計算方法				
課税売上高5億円以下で課税売上割合95%以上				
課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満		6.24%適用分	7.8%適用分	課税売上割合
個別 対応 方式	課税売上対応	767,520	1,739,400	
	非課税売上対応	767,520	1,739,400	
	共通分	767,520	1,739,400	
	合計	2,302,560	5,218,200	
一括比例配分方式				
課税売上高5億円以下で課税売上割合95%以上				
課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満		6.24%適用分	7.8%適用分	合計金額
個別 対応 方式	課税売上対応	767,520	1,739,400	2,506,920
	非課税売上対応			
	共通分	690,768	1,565,461	2,256,229
	合計	1,458,288	3,304,861	4,763,149
一括比例配分方式				
仕入税額控除の方式		個別対応方式		

7.8%課税分と軽減税率 6.24%課税分の課税仕入れ高を適格請求書発行事業者と適格請求書発行事業者以外の者に区分して記載します。

■ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

■ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される「交付義務の免除」 ①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

■ 経過措置により帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる 1 万円未満の取引

一定規模以下の事業者が行う課税仕入れに係る支払対価の額が 1 万円未満の取引も帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（経過措置）。

基準期間の課税売上高が 1 億円以下又は特定期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に行う課税仕入れについて、その金額が税込 1 万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで適格請求書の保存が無くても仕入税額控除が認められます。

※ 基準期間とは原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度

※ 特定期間とは原則として、個人事業者は前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、法人は前事業年度開始の日以後 6 月の期間

令和 11 年 10 月 1 日以後に行う課税仕入れについては、課税期間の途中であっても、この特例の適用はありません。

1 万円未満の判定単位は、課税仕入れに係る 1 商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が 1 万円未満かどうかにより判定します。

■ 2 割特例（税額控除に係る経過措置）の適用について

● 2 割特例（税額控除に関する経過措置）

2 割特例（税額控除に係る経過措置）は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者が適用できます。一般課税と簡易課税のどちらを選択している場合でも、事前の届出なしに 2 割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます。

この 2 割特は、免税事業者（免税事業者が課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含みます。）が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間において、適格請求書発行事業者となる場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の 2 割とすることができます。

※ 個人事業者は、令和 9 年と令和 10 年の消費税申告について 3 割特例が選択できます。

インボイス制度を機に免税事業者から課税事業者となった個人事業者の税負担が 3 割に軽減できます。

2 割特例を適用することができない事業者

適格請求書等保存方式を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった事業者が適用できるため、以下のいずれかに該当する場合などはこの特例は適用できません。

- 1 適格請求書発行事業者でない課税事業者
 - 2 次に掲げる場合などに該当し、課税事業者となる者
 - ・ 基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超える事業者
 - ・ 資本金 1,000 万円以上の新設法人
 - ・ 高額特定資産を取得した場合等であって免税事業者とならない事業者
- 上記に加え、課税期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。

なお、令和 5 年 10 月 1 日の属する課税期間において課税事業者であっても、その後の課税期間に係る基準期間における課税売上高が、1 千万円以下の課税期間については原則として 2 割特例の適用を受けることができます。

● 2 割特例（税額控除に関する経過措置）の入力例

- ・ 令和 05 年 10 月からインボイス発行事業者として登録して税込経理をしています。（令和 03 年の課税売上高は 2,300,000 万円で、令和 05 年 1 月から 9 月までは免税事業者となります。）
- ・ 令和 05 年 1 月から 12 月までの標準税率（7.8%）適用分の課税売上高は 8,707,450 円です。
- ・ 令和 05 年 1 月から 9 月までの標準税率（7.8%）適用分の課税売上高は 6,609,330 円です。
- ・ 令和 05 年 10 月から 12 月までの標準税率（7.8%）適用分の課税売上高は 2,099,120 円です。
- ・ 令和 05 年 1 月から 9 月までの売上値引きは 35,900 円、10 月から 12 月までの売上値引きは 64,300 円です。

消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（2 割特例用）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023008-043.pdf>

「基準期間・基準期間課税売上高」のタブから基準期間の課税売上高の 2,300,000 円を入力します。

「2 割特例（税額控除に係る経過措置）を適用する」にチェックを付けます。

税務ソフトの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 課税仕入高の計算 | 貸倒損失・貸倒回収 |

課税売上高の計算	8%課税分(6.24%)	10%課税分(7.8%)	課税取引	決 算 金 額
課税売上高		2,099,120	0	2,099,120
資産の売却			0	0
合 計	0	2,099,120	0	2,099,120
仮受消費税				
			売税取引	
			不課税取引	
取引合計	0	2,099,120	0	2,099,120
対価の返還		64,300	0	64,300
仮受消費税				

飲食料品など軽減税率分(消費税・外貨を除く)

法人決算データ入力 | 個人決算データ入力

データクリア | O K | キャンセル

「課税売上高の計算」にタブから「10%課税分 (7.8%)」に令和 05 年 10 月から 12 月までの標準税率 (7.8%) 適用分の課税売上高は 2,099,120 円を入力します。

「対価の返還」には令和 05 年 10 月から 12 月までの売上値引きの 64,300 円を入力します。

■ 一般用の消費税確定申告書・第一表

令和 年 月 日 FO1 税務署長税 様式ID NTA1SHA0100100

第 一 表

令和五年十月 日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額①	G01	消費税額②	G02
控除対象仕入税額④	G04	控除対象仕入税額⑤	G05
控除対象仕入税額⑥	G06	控除対象仕入税額⑦	G07
控除対象仕入税額⑧	G08	控除対象仕入税額⑨	G09
控除対象仕入税額⑩	G10	控除対象仕入税額⑪	G11
控除対象仕入税額⑫	G12	控除対象仕入税額⑬	G13
控除対象仕入税額⑭	G14	控除対象仕入税額⑮	G15
控除対象仕入税額⑯	G16	控除対象仕入税額⑰	G17
控除対象仕入税額⑱	G18	控除対象仕入税額⑲	G19
控除対象仕入税額⑳	G20	控除対象仕入税額㉑	G21
控除対象仕入税額㉒	G22	控除対象仕入税額㉓	G23
控除対象仕入税額㉔	G24	控除対象仕入税額㉕	G25
控除対象仕入税額㉖	G26	控除対象仕入税額㉗	G27
控除対象仕入税額㉘	G28	控除対象仕入税額㉙	G29
控除対象仕入税額㉚	G30	控除対象仕入税額㉛	G31
控除対象仕入税額㉜	G32	控除対象仕入税額㉝	G33
控除対象仕入税額㉞	G34	控除対象仕入税額㉟	G35
控除対象仕入税額㊱	G36	控除対象仕入税額㊲	G37
控除対象仕入税額㊳	G38	控除対象仕入税額㊴	G39
控除対象仕入税額㊵	G40	控除対象仕入税額㊶	G41
控除対象仕入税額㊷	G42	控除対象仕入税額㊸	G43
控除対象仕入税額㊹	G44	控除対象仕入税額㊺	G45
控除対象仕入税額㊻	G46	控除対象仕入税額㊼	G47
控除対象仕入税額㊽	G48	控除対象仕入税額㊾	G49
控除対象仕入税額㊿	G50	控除対象仕入税額	G51

記載不要

■ 簡易用の消費税確定申告書・第一表

令和 年 月 日 FO1 税務署長税 様式ID NTA1SHA020010090

第 一 表

令和五年十月 日以後終了課税期間分(簡易用)

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額①	G01	消費税額②	G02
控除対象仕入税額④	G04	控除対象仕入税額⑤	G05
控除対象仕入税額⑥	G06	控除対象仕入税額⑦	G07
控除対象仕入税額⑧	G08	控除対象仕入税額⑨	G09
控除対象仕入税額⑩	G10	控除対象仕入税額⑪	G11
控除対象仕入税額⑫	G12	控除対象仕入税額⑬	G13
控除対象仕入税額⑭	G14	控除対象仕入税額⑮	G15
控除対象仕入税額⑯	G16	控除対象仕入税額⑰	G17
控除対象仕入税額⑱	G18	控除対象仕入税額⑲	G19
控除対象仕入税額⑳	G20	控除対象仕入税額㉑	G21
控除対象仕入税額㉒	G22	控除対象仕入税額㉓	G23
控除対象仕入税額㉔	G24	控除対象仕入税額㉕	G25
控除対象仕入税額㉖	G26	控除対象仕入税額㉗	G27
控除対象仕入税額㉘	G28	控除対象仕入税額㉙	G29
控除対象仕入税額㉚	G30	控除対象仕入税額㉛	G31
控除対象仕入税額㉜	G32	控除対象仕入税額㉝	G33
控除対象仕入税額㉞	G34	控除対象仕入税額㉟	G35
控除対象仕入税額㊱	G36	控除対象仕入税額㊲	G37
控除対象仕入税額㊳	G38	控除対象仕入税額㊴	G39
控除対象仕入税額㊵	G40	控除対象仕入税額㊶	G41
控除対象仕入税額㊷	G42	控除対象仕入税額㊸	G43
控除対象仕入税額㊹	G44	控除対象仕入税額㊺	G45
控除対象仕入税額㊻	G46	控除対象仕入税額㊼	G47
控除対象仕入税額㊽	G48	控除対象仕入税額㊾	G49
控除対象仕入税額㊿	G50	控除対象仕入税額	G51

記載不要

第二表 令和四年四月一日以後終了課税期間分



■ 売上税額及び仕入税額の「積上げ計算」と「割戻し計算」について

売上税額及び仕入税額の税額計算の方法では、令和 05 年 10 月 1 日以降は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

■ 売上税額の積上げ計算と割戻し計算

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に $78/100$ を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、 $7.8/100$ （軽減税率対象の場合は $6.24/100$ ）を掛けて計算する方法です。

■ 仕入税額の積上げ計算と割戻し計算

【積上げ計算】

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に $78/100$ を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入に係る支払対価の額の合計額に、 $7.8/110$ （軽減税率対象の場合は $6.24/108$ ）を掛けて計算する方法です。

仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入の都度、課税仕入に係る支払対価の額に 110 分の 10 （軽減税率の対象となる場合は 108 分の 8 ）を乗じて算出した金額（ 1 円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に 100 分の 78 を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

令和 05 年 10 月 1 日以後の課税売上および課税仕入の消費税額の計算では「積上げ計算」または「割戻し計算」を選択することができます。税抜経理を選択して仮受消費税または仮払消費税の金額を入力した場合は、「割戻し計算」により課税売上に仮受消費税を加算した金額または課税仕入に仮払消費税を加算した金額に、それぞれ $7.8/110$ （軽減税率の場合は $6.24/108$ ）を掛けて計算します。

■ 消費税の税制改正について

■ 消費税の令和元年 10 月 1 日からの税制改正について（主なもの）

1）消費税の軽減税率制度の実施

令和元年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8%から 10%へ引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の概要については、次のとおりです。
※平成 28 年 11 月の税制改正により、消費税率の引き上げ時期及び軽減税率制度の実施時期等が変更されました。

区分	適用日 令和元年 9 月 30 日まで	令和元年 10 月 1 日より	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の 17／63)	1.76% (消費税額の 22／78)	2.2% (消費税額の 22／78)
合 計	8.0%	8.0%	10.0%

軽減税率の対象となる品目

- ・ 飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。
- ・ 新聞 軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行するもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

2）帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）

課税事業者は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。
なお、区分記載請求書等保存方式においては、現行の請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に必要とされる記載事項に加え、次の事項を記載する必要があります。

- 帳簿：「軽減税率の対象品目である旨」
- 請求書等：「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した対価の額（税込み）」

3）税額計算の特例

軽減税率制度が導入される令和元年 10 月 1 日以降、税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例（簡易課税制度の適用に係る特例を含む。）があります。

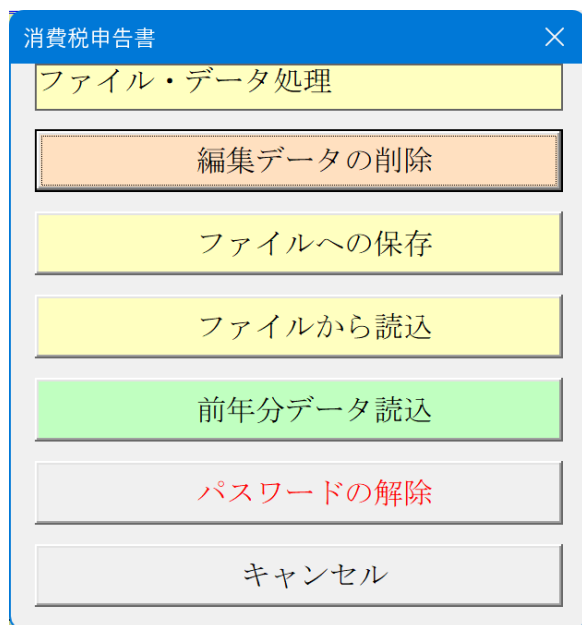
4）高額特定資産を取得した場合の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し

事業者が事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産^(※)の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用しないこととされました。

※「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が 1,000 万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいいます。

■ 「開始」メニューとシステムの設定

「開始」メニューからユーザーデータの登録からシステムの初期設定をします。



○ 編集データの削除

全ての編集中のデータを一括削除します。

一括削除したデータは復元ができませんので、データの削除処理の前には「ファイルへの保存」処理でバックアップをしてください。

○ ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

○ ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。

※ 以下の手順で、入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。

- 1・「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。
(ファイル名は自由につけることができます。)
- 2・新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。
- 3・「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。
「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えてしまいますので注意してください。

《ご注意》

エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損することがあります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

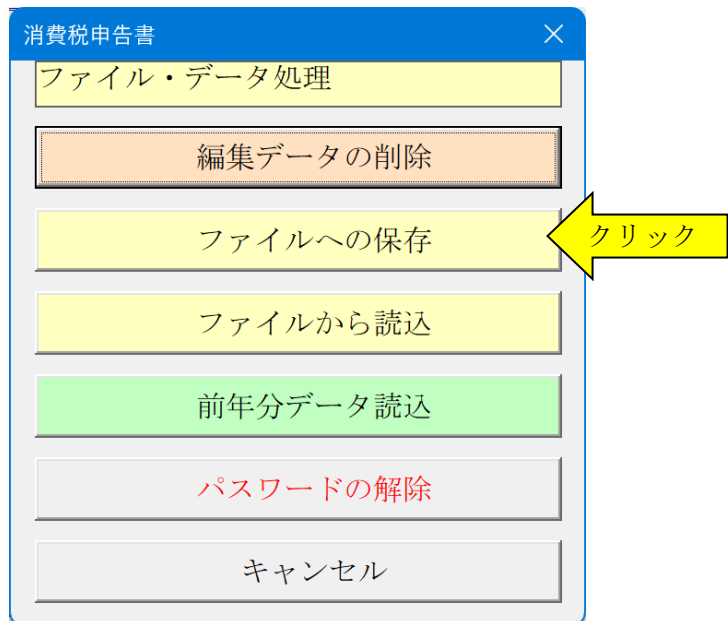
《「VBA 消費税確定申告書」システムのバージョンアップとデータの移行について》

ここでは「VBA 消費税確定申告書」システムのバージョンアップについて説明します。

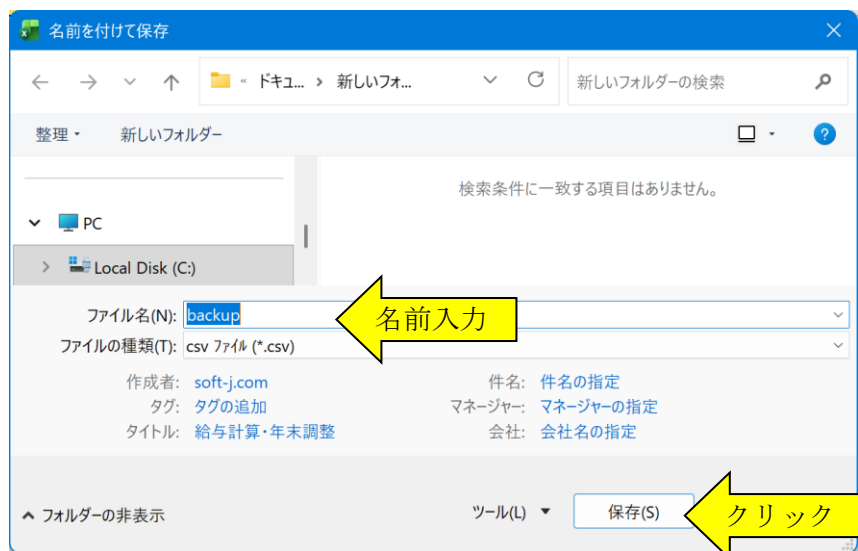
■ 「VBA 消費税確定申告書」でのデータの CSV ファイルへのバックアップ

■ 編集中のファイルのデータを、外部の CSV ファイルに書き出してバックアップします。

1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存します。
このシステムのバージョンは、必ず確認をしておいてください。



2. 「名前を付けて保存」から CSV ファイル名は、ユーザーが自由につけることができます。
この例では、「新しいフォルダ」にファイル名「bakup」を付けて「保存」をクリックします。



3. 「新しいフォルダ」に、ファイル名「bakup.csv」のデータバックアップ用 CSV ファイルが作成されます。
CSV ファイルを保存するフォルダは、どこでもできます。
ファイル名には、作成年月日などバックアップした日時をファイル名として付けておくとも管理しやすくなります。

■ 「VBA 消費税確定申告書」のダウンロードとパスワード(ライセンスキー)の解除

■ Soft-j.com のダウンロードサイトから最新版ファイルをダウンロードします。

「ファイルへの保存」処理の前にファイルを解凍してシステムを上書きすると、これまで入力したデータはすべて消えてしまいます。

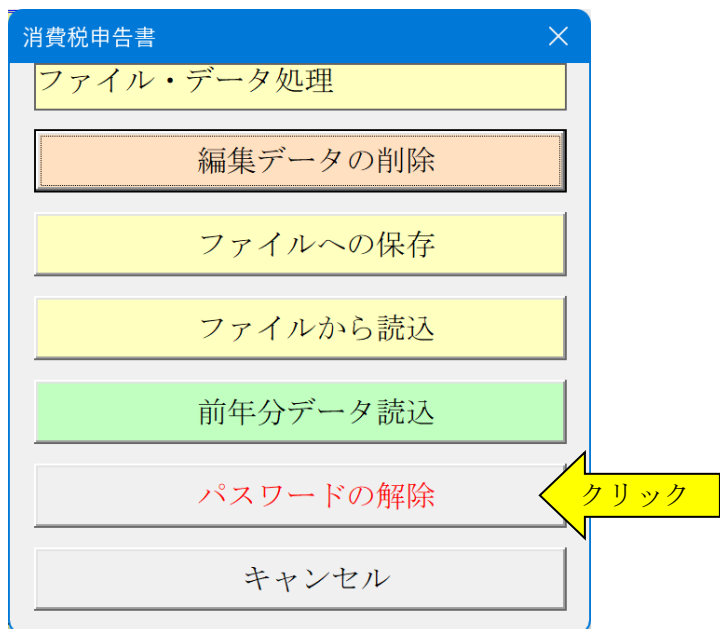
ファイルを解凍して古いファイル上書きする前には、必ずデータを CSV ファイルにバックアップして下さい。
圧縮ファイルを解凍するフォルダは、現在作業中のフォルダとは別のフォルダのほうが安全です。

お使いの Excel のバージョンにより年月日のデータが和暦から西暦または数値に自動変換されてしまう場合がありますのでご注意ください。

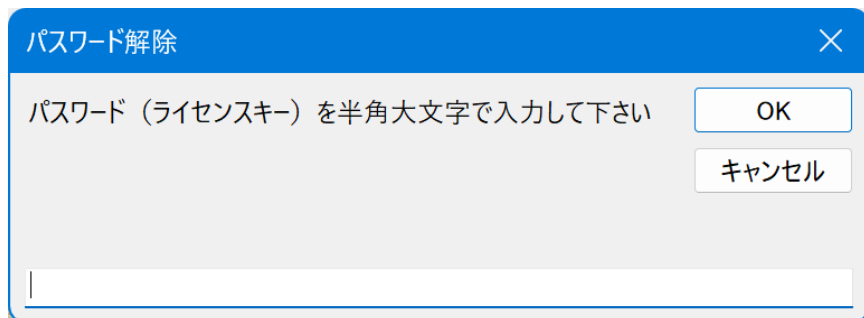
■ システムのパスワード (ライセンスキー) を解除します。

「開始」メニューの「パスワードの解除」から、Soft-j.com またはベクターからメールで送付されたパスワード (ライセンスキー) を入力してください。

パスワード (ライセンスキー) は、使用される年度により異なりますのでご注意ください。



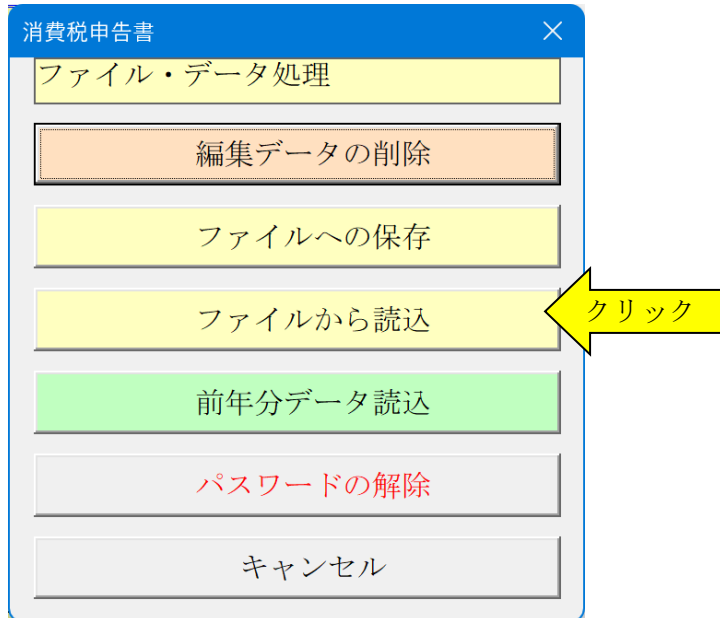
入力したパスワード (ライセンスキー) 正しい場合は、システムのすべての機能が利用できるようになります。



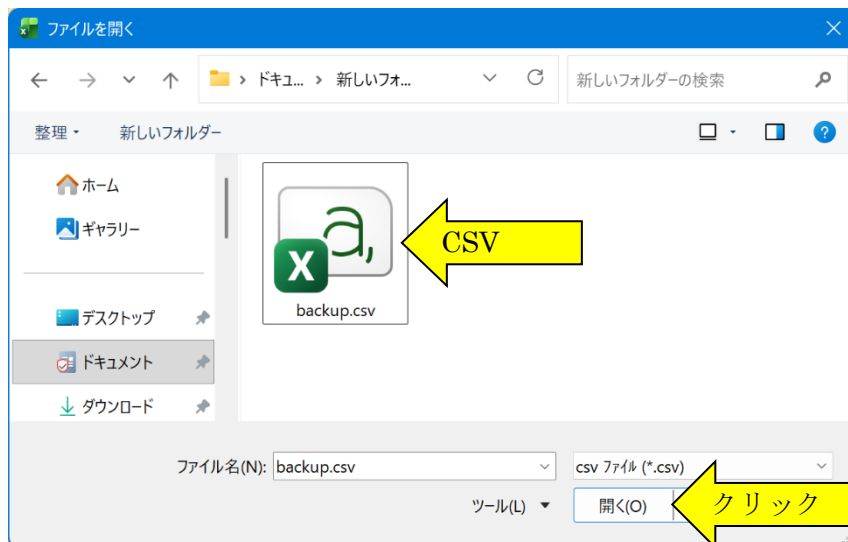
■ 「VBA 消費税確定申告書」での CSV ファイルからのデータの復元

■ CSV ファイルに保存した、給与と賞与および年末調整用データを新しいシステムに読込んで復元します。

1. 新しいシステムの「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読み込みます。
新しいシステムのバージョンから、システムファイルの更新を確認してください。



2. 「ファイルを開く」から CSV ファイルを選択してファイルを開きます。
必ず最初の処理で作成した CSV ファイルを指定して「開く」をクリックしてください。
これで CSV ファイルからデータの読込が完了しました。



■ 「編集」メニューとデータの入力



「編集」メニューから一般課税と簡易課税の消費税申告書及び消費税届出書のデータを入力します。

「一般課税データ入力」「簡易課税データ入力」ボタンからデータの新規入力と編集ができます。

「法人決算データ編集」「個人決算データ編集」ボタンからは勘定科目ごとに一般課税の課税売上高と課税仕入高のデータを入力することができます。

■ 「一般用消費税申告書」とデータ入力

■ 一般課税用データの入力について

一般用消費税申告書は、課税売上に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額を控除して納付する消費税額を計算します。（課税仕入等に係る消費税額が課税売上に係る消費税額を超える場合には、その超える部分の消費税額は還付されます。）

一般課税の仕入税額控除では、課税売上割合が **95%以上** で課税売上高が **5 億円以下** の場合には、課税仕入等に係る消費税額の全額を控除することができます。

しかし、課税売上割合が **95%未満** の場合又は課税売上高が **5 億円を超える** 場合には、一括比例配分方式又は個別対応方式のどちらかで計算して課税仕入等に係る消費税額の一部は控除することができません。

一般用消費税申告書を作成するには、その事業年度の売上金額と資産の譲渡収入を課税売上高と売上対価の返還等の金額、非課税売上高、免税売上高、不課税取引に区分して入力します。また、その事業年度の仕入金額と必要経費及び資産の取得金額から、課税仕入高と仕入対価の返還等となる金額を区分して入力します。

さらに新旧税率がある事業年度では、課税売上高と売上対価の返還等の金額、課税仕入高と仕入対価の返還等の金額は新税率 **10%（7.8%）** 適用分と軽減税率の **8%（6.24%）** 適用分に区分して入力することになります。

また税抜経理を適用している場合は、仮受消費税と仮払消費税も新税率 **10%（7.8%）** 適用分と軽減税率の **8%（6.24%）** 適用分に区分して入力することになります。

課税売上高と免税売上高及び非課税売上高の金額より、課税売上割合が計算されます。

課税売上割合は、その課税期間の国内における資産の譲渡等（非課税売上を含む）の対価の額の合計額のうち、その課税期間の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合をいいます。

課税売上高が **5 億円を超える** 場合又は課税売上割合が **95%未満** の場合で、個別対応方式の用途区分により課税仕入高を「課税売上対応分」「非課税売上対応分」「課税・非課税共通分」に区分した金額を入力すると、一括比例配分方式との計算を比較して有利な方式で仕入税額控除を計算するようになっています。

ただし前年に初めて一括比例配分方式を選択して、本年は2年目となり一括比例配分方式を選択しなければならない場合は、個別対応方式の用途区分の金額は入力しないでください。

一般課税データの入力

納税地・名称・法人番号等

課税期間・基準期間課税売上高

課税売上高の計算

仕入税額控除・経過措置

課税仕入高の計算

貸倒損失・貸倒回収

郵便番号

フリガナ

納税地

電話番号

フリガナ

名称・屋号

フリガナ

代表者氏名

法人番号

提出税務署

税理士

電話番号

還付を受けようとする金融期間等

銀行名

支店名

預金種別

口座番号

郵便局名

貯金番号

☐ 税理士法30条の書面提出有
 ☐ 税理士法33条の2の書面提出有

データクリア

O

K

キャンセル

一般課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 課税期間・基準期間課税売上高 課税売上高の計算 仕入税額控除・経過措置 課税仕入高の計算 資質損失・資質回復可

課税期間 年月日データはR08.03.31のように入力します。

課税期間 自 R7.11.01 課税期間 至 R8.10.31 ☒ 課税期間を直接入力する

申告区分 ☒ 確定申告 ☐ 修正申告

消費税処理 ☒ 税込処理 ☐ 税抜処理

基準期間の課税売上高（または特定期間） ☐ 2割特例（税額控除に係る経過措置）の適用する

中間納付消費税額 免税事業者（免税事業者が課税事業者を選択し届出書の提出により課税事業者とならない場合を含む）、令和07年10月1日から令和08年10月31日までその日の属する各課税期間において適格請求書発行事業者とならない場合は、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

中間納付徴収額 1 過給請求書発行事業者でない課税事業者

修正申告の既確定消費税额 2 次に掲げる場合に該当する課税事業者
 ※経過請求書等保存方式を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった事業者が適用できるため、以下のいずれかに該当する場合は適用できません。
 1 過給請求書の取得等で免税事業者とならない事業者
 2 次に掲げる場合に該当する課税事業者
 ・基準期間における課税売上高が1,000万円超の事業者
 ・資本金1,000万円以上の新設法人
 ・金融持分超過の取得等で免税事業者とならない事業者
 ※課税期間の特例の適用を受ける事業者

修正申告の既確定課税額

計算方法の選択 ☐ 消費税の積上げ計算を適用する

令和05年10月1日以後の課税売上および課税仕入の消費税額の計算では「積上げ計算」または「加算」計算を選択することができます。消費税額を減額して仮受消費税または仮払消費税の金額を入力した場合は、「加算」計算により課税売上と仮受消費税を加算した金額または課税仕入に仮払消費税を加算した金額に、それぞれ7.8/100（軽減税率の場合は24/100）を乗けて計算します。

修正申告は「申告区分」を変更して修正申告前の既確定金額を入力します。
 消費税額・課税割額が減額する更正請求には対応しません。

一般課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 課税仕入高の計算 | 貸倒損失・貸倒回復 |

課税売上高の計算		8%課税分 (6.23%)	0%課税分 (7.85%)	非課税取引	合 計 金 額
当期売上高					0
資産の売却					0
合 計	0	0	0	0	0
仮受消費税					0

飲食料品など軽減税率分
(酒類・外食を除く)

仮受消費税					0
取引合計	0	0	0	0	0

対価の返還

対価の返還					0
仮受消費税					0

飲食料品など軽減税率分
(酒類・外食を除く)

課税売上割合が95%以上で課税売上高が5億円以下の場合は、課税仕入れ等に係る消費税の全額を仕入控除税額することができます。

課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円を超える場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれか方法により仕入控除税額を計算します。

課税売上と課税仕入を入手します。税抜経理で仮受消費税と仮払消費税が入手されていない場合は、取引金額データを税抜金額として消費税額を計算します。

課税売上割合 %

0 K キャンセル

○ 一般用消費税申告書の納税者データの入力

整理番号、提出税務署、納税地、電話番号、名称・屋号、
代表者氏名、経理担当者などを入力します。

法人番号または個人番号（マイナンバー）は平成 28 年 1 月 1 日以後開始する課税期間より入力が必要になります。

○ 一般用消費税申告書の課税期間データの入力

課税期間、消費税の経理（税込又は税抜）、基準期間課税売上高、中間納付消費税額、中間納付譲渡割額、申告区分を入力します。

「2割特例(税額控除に係る経過措置)」のチェックは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者が適用できます。事前の届出なしに2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます。

○ 一般用消費税申告書の課税売上高データの入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の課税売上高、非課税売上高、免税売上高と不課税取引及び売上に係る対価の返還等の金額を入力します。

抜経経理の場合は仮受消費税を入力します。

一般課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 課税仕入高の計算 | 貸倒損失・貸倒回収 |

適格請求書発行事業者からの課税仕入	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	合計金額	課税仕入高は適格請求書発行事業者からの課税仕入額とそれ以外の事業者からの課税仕入額に区分して入力します。
課税仕入に係る支払い対価の額			0	
仮払消費税			0	
課税仕入に係る対価の返還の額			0	
仮払消費税			0	
適格請求書発行事業者以外からの経過措置適用を受ける支払い対価の額	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	合計金額	令和08年10月1日以後の適格請求書発行事業者以外からの課税仕入額を超過する場合は経過措置が適用できません。
経過措置適用を受ける支払い対価の額			0	
仮払消費税			0	
経過措置適用を受ける対価の返還の額			0	
仮払消費税			0	
適格請求書発行事業者以外からの経過措置適用を受ける支払い対価の額	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	合計金額	
経過措置適用を受ける支払い対価の額			0	
仮払消費税			0	
経過措置適用を受ける対価の返還の額			0	
仮払消費税			0	
飲食料品など軽減税率分 (酒類・外食を除く)				
適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者や消費者)からの課税仕入の経過措置 令和05年10月1日から令和08年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の80% 令和08年10月1日から令和10年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の70% 令和10年10月1日から令和12年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の50% 令和12年10月1日から令和13年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の30%を仕入税額控除できます。 令和13年10月1日以降は仕入税額控除することはできません。				
データクリア			O K キャンセル	

○ 一般用消費税申告書の課税仕入高データの入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の課税仕入高、非課税・不課税取引及び仕入に係る対価の返還等の金額を入力します。

個別対応方式で計算するには「課税売上対応分」と「非課税売上対応分」データを入力します。

税抜経理の場合は仮払消費税を入力します。

一般課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 課税仕入高の計算 | 貸倒損失・貸倒回収 |

課税仕入の計算	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	非課税・不課税取引	合計金額
当期仕入高		0	0	0
資産の購入				0
合計	0	0	0	0
仮払消費税		0	0	0
対価の返還		0	0	0
仮払消費税		0	0	0
個別対応方式又は一括比例配分方式	0	0	0	0
課税売上対応				0
課税売上対応(経過措置・8割控除)				0
課税売上対応(経過措置・7割控除)				0
非課税売上対応				0
非課税売上対応(経過措置・8割控除)				0
非課税売上対応(経過措置・7割控除)				0
共通分	0	0	0	0
共通分(経過措置・8割控除)	0	0	0	0
共通分(経過措置・7割控除)	0	0	0	0
飲食料品など軽減税率分 (酒類・外食を除く)				
☐ 課税売上高が5億円を超えるために個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入控除税額を計算する 課税売上高が5億円を超える場合は課税売上割合が95%以上でも個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれか方法により仕入控除税額を計算します。 ☐ 一括比例配分方式を選択する場合は個別対応方式の「課税売上対応」と「非課税売上対応」欄は入力する必要はありません。				
データクリア			O K キャンセル	

○ 一般用消費税申告書の課税仕入高データの入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の課税仕入高を適格請求書発行事業者と適格請求書発行事業者以外の者に区分して入力します。

適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者や消費者)から行った課税仕入の経過措置では、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の80%を仕入税額控除額とすることができます。令和8年10月1日から令和10年9月30日までの課税期間は仕入税額相当額の70%を仕入税額控除額とすることができます。

税抜経理の場合は仮払消費税を入力します。

一般課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高の計算 | 仕入税額控除・経過措置 | 課税仕入高の計算 | 貸倒損失・貸倒回収 |

貸倒損失	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	合計金額	税抜経理にチェックを付けた場合「貸倒損失」と「貸倒回収」の金額は税抜金額で入力してください。
貸倒回収				
課税貨物に係る消費税額	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	合計金額	「課税貨物に係る消費税額」と「納税義務の免除を受けない(受ける)場合」の消費税額の調整の金額は消費税額を直接入力します。
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合の消費税額の調整データ(加算または減算する消費税額)				
納税義務の免除を受けない場合	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	合計金額	個別対応方式を適用する場合は「課税貨物に係る消費税額」と「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合の消費税額」は課税売上対応分で計算します。
納税義務の免除を受ける場合			0	
飲食料品など軽減税率分 (酒類・外食を除く)				
「納税義務の免除を受けない場合」は免税事業者から課税事業者となる場合 「納税義務の免除を受ける場合」は課税事業者から免税事業者となる場合です。それぞれ期末在庫について消費税額の調整をする必要があります。				
データクリア			O K キャンセル	

○ 一般用消費税申告書の貸倒損失と貸倒回収データの入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の貸倒損失と貸倒回収及び課税貨物に係る消費税額などを入力します。

○ 消費税の還付申告に関する明細書（法人用）

消費税の還付申告に関する明細書（法人用）

課税資産の譲渡等

輸出取引等の明細

課税仕入れに係る事項

棚卸資産・原材料等の取得

主な固定資産等の取得

還付申告となった理由

課税期間中の特殊事情（顕著な増減事項等及びその理由）

輸出等の免税取引の割合が高い

設備投資（高額な固定資産の購入等）

その他

その他

「消費税の還付申告に関する明細書」は消費税が還付となる場合に作成します（中間納付税額が還付となる場合は不要です）。

主な課税資産の譲渡等（取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで）円単位で入力します。

資産の種類等	譲渡年月日	取引金額	取引先の氏名（名称）	取引先の住所（所在地）

データクリア

取引金額は円単位で入力しますが、「消費税の還付申告に関する明細書」には千円単位で転記されます。

O

K

キャンセル

消費税の還付申告に関する明細書（法人用）

課税資産の譲渡等

輸出取引等の明細

課税仕入れに係る事項

棚卸資産・原材料等の取得

主な固定資産等の取得

区分	決算額	課税仕入れにならないもの	課税仕入れ高
棚卸科目			
商品仕入高			0
販売費・一般管理費			0
営業外費用			0
その他			0
合計	0	0	0

区分	資産の取得価額	課税仕入れにならないもの	課税仕入れ高
資産科目			
固定資産			0
繰延資産			0
その他			0
小計	0	0	0

課税仕入れ等の税額の合計

「課税仕入れに係る事項」は「法人決算の課税仕入データ」と連動して入力されます。円単位で入力します。

データクリア

取引金額は円単位で入力しますが、「消費税の還付申告に関する明細書」には千円単位で転記されます。

O

K

キャンセル

消費税の還付申告に関する明細書の棚卸資産等と固定資産の取得欄に取引先の登録番号を記載します。

取引先の登録番号の T を省略して入力します。

消費税の還付申告に関する明細書（法人用）

課税資産の譲渡等

輸出取引等の明細

課税仕入れに係る事項

棚卸資産・原材料等の取得

主な固定資産等の取得

主な固定資産等の取得（取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで）円単位で入力します。

資産の種類等	譲渡年月日	取引金額	取引先の登録番号	取引先の氏名（名称）	取引先の住所（所在地）

取引先の登録番号の T は省略して入力します。

データクリア

取引金額は円単位で入力しますが、「消費税の還付申告に関する明細書」には千円単位で転記されます。

O

K

キャンセル

■ 「簡易課税用消費税申告書」とデータ入力

■ 簡易課税用データの入力について

簡易課税用消費税申告書は、課税売上に係る消費税額から事業区分ごとのみなし仕入率により計算した消費税額を仕入税額控除として納付する消費税額を計算します。

この簡易課税を適用して消費税の申告をするには、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者が、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出期限までに税務署に提出していることが必要になります。

簡易課税用消費税申告書を作成するには、その事業年度の課税売上高と売上対価の返還等の金額を、第一種から第五種までの事業区分ごとに区分して入力します。

さらに新旧税率がある事業年度では、課税売上高と売上対価の返還等の金額を新税率 10%（7.8%）適用分と軽減税率の 8%（6.24%）適用分に区分して入力することになります。

また税抜経理を適用している場合は、仮受消費税も事業区分ごとに新税率 10%（7.8%）適用分と軽減税率の 8%（6.24%）適用分に区分することが必要になります。

事業区分ごとに課税売上高と売上対価の返還等の金額を入力すると、最も有利なみなし仕入率を適用して簡易課税用消費税申告書と付表を作成します。

例えば、2 種類の事業区分の課税売上高がある場合には、事業区分ごとの原則計算による仕入税額控除の金額と、2 種類以上の事業があるときの 75%ルールによる特例計算による仕入税額控除の金額を比較して最も有利になる計算を選択することになります。

事業区分とみなし仕入率（令和元年 10 月 1 日以後に開始する課税期間）

事業の種類	みなし仕入率	該当する事業
第 1 種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）をいいます。
第 2 種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの）をいいます。 農業（※）、林業（※）、漁業（※）のうち、消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係るものをいいます。
第 3 種事業	70%	農業（※）、林業（※）、漁業（※）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第 4 種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。 なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となります。
第 5 種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第 6 種事業	40%	不動産業

※令和元年 10 月 1 日を含む課税期間（同日前の取引は除きます。）からは、農業、林業、漁業のうち、消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る事業区分が第三種事業から第二種事業へ変更されます。

※ 事業者が自己において使用していた固定資産の譲渡を行う事業は、第四種事業に該当することになります。

■ 簡易課税のデータ入力用フォーム

簡易課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高・業種区分 | 対価の返還・業種区分 | 貸倒損失・貸倒回収 |

郵便番号

フリガナ

納税地

電話番号

フリガナ

名称・屋号

フリガナ

代表者氏名

法人番号

提出税務署

税理士 ☐ 税理士法30条の書面提出有

電話番号 ☐ 税理士法33条の2の書面提出有

送付を受けようとする金融機関等

銀行名

支店名

預金種別

口座番号

郵便局名

貯金番号

データクリア

O K キャンセル

○ 簡易課税用消費税申告書の納税者データの入力

整理番号、提出税務署、納税地、電話番号、名称・屋号、代表者氏名、経理担当者などを入力します。

法人番号または個人番号（マイナンバー）は平成 28 年 1 月 1 日以後開始する課税期間より入力が必要になります。

簡易課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高・業種区分 | 対価の返還・業種区分 | 貸倒損失・貸倒回収 |

課税期間 令和08年 4月1日から令和09年 3月31日 年月日データはR08.03.31のように入力します。

課税期間 自 R8.04.01 課税期間 至 R9.03.31 ☐ 課税期間を直接入力する

申告区分 ☒ 確定申告 ☐ 修正申告

消費税経理 ☒ 税込経理 ☐ 税抜経理

基準期間の課税売上高（または特定期間） ☐ 2割特例（税額控除に係る経過措置）の適用する

中間納付消費税額

中間納付譲渡割額

修正申告の既確定消費税額

修正申告の既確定譲渡割額

特例適用 ☐ 消費税の額上げ計算を適用する

免税事業者（免税事業者が課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む）が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適格請求書発行事業者となる場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

適格請求書等保存方式を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった事業者が適用できるため、以下のいずれかに該当する場合は適用できません。

1 適格請求書発行事業者でない課税事業者

2 次に掲げる場合などに該当する課税事業者

・ 基準期間における課税売上高が1,000万円超の事業者

・ 資本金1,000万円以上の新設法人

・ 高額特定資産の取得等で免税事業者とならない事業者

※課税期間の特例の適用を受ける事業者

修正申告は「申告区分」を変更して修正申告前の既確定税額を入力します。消費税額・譲渡割額が減額する更正請求には対応しません。

データクリア

O K キャンセル

○ 一般用消費税申告書の課税期間データの入力

課税期間、消費税の経理（税込又は税抜）、基準期間課税売上高、中間納付消費税額、中間納付譲渡割額、申告区分を入力します。

「2割特例（税額控除に係る経過措置）」のチェックは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者が適用できます。事前の届出なしに2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます。

簡易課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高・業種区分 | 対価の返還・業種区分 | 貸倒損失・貸倒回収 |

課税売上高 8%課税分 (6.24%) 10%課税分 (7.8%) 合計金額

第1種事業

第2種事業

第3種事業

第4種事業

第5種事業

第6種事業

合計

課税売上高の外の免税取引高

収受消費税 0

飲食料品など軽減税率分(酒類・外食を除く)

事業区分ごとに課税売上を入力します。税抜経理を選択した場合は、課税取引データを税抜金額として消費税額を計算します。

データクリア

O K キャンセル

○ 簡易課税用消費税申告書の課税売上高データの入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の課税売上高を、第一種から第六種の事業区分ごとに入力します。

簡易課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高・業種区分 | 対価の返還・業種区分 | 貸倒損失・貸倒回収

対価の返還金額	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	合 計 金 額
第1種事業			
第2種事業			
第3種事業			
第4種事業			
第5種事業			
第6種事業			
合 計			

飲食料品など軽減税率
分(酒類・外食を除く)

データクリア

OK

キャンセル

○ 簡易課税用消費税申告書の対価の返還等データの
入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の対価の返還等の
金額を、第一種から第六種の事業区分ごとに入力します。

簡易課税データの入力

納税地・名称・法人番号等 | 課税期間・基準期間課税売上高 | 課税売上高・業種区分 | 対価の返還・業種区分 | 貸倒損失・貸倒回収

	8%課税分 (6.24%)	10%課税分 (7.8%)	合 計 金 額
貸倒損失			
貸倒回収			

飲食料品など軽減税率
分(酒類・外食を除く)

税抜総額をチェックしても「貸倒
損失」と「貸倒回収」データは税
込金額で入力してください。

データクリア

OK

キャンセル

○ 簡易課税用消費税申告書の貸倒損失と貸倒回収デ
ータの入力

7,8%課税分と軽減税率 6,24%課税分の貸倒損失と貸倒
回収の金額を入力します。

■ 一般課税用の「表示」メニューとワークシート

消費税申告書

一般課税のデータ表示

消費税の一般用申告書

還付申告の明細書(法人)

課税標準額等の内訳書

還付申告の明細書(個人)

消費税一般用付表 1-3

法人の課税取引高計算表

消費税一般用付表 2-3

個人の課税取引高計算表

消費税一般用の付表 6

個人の課税売上高計算表

消費税一般課税の計算書

個人の課税仕入高計算表

キャンセル

○ 一般課税用の消費税確定申告書・第一表

納税者 氏名 〒 住所 市 区 町 丁目 番地 電話番号 FAX 代表者 氏名 代表者 印	納税者 氏名 〒 住所 市 区 町 丁目 番地 電話番号 FAX 代表者 氏名 代表者 印	納税者 氏名 〒 住所 市 区 町 丁目 番地 電話番号 FAX 代表者 氏名 代表者 印	納税者 氏名 〒 住所 市 区 町 丁目 番地 電話番号 FAX 代表者 氏名 代表者 印	納税者 氏名 〒 住所 市 区 町 丁目 番地 電話番号 FAX 代表者 氏名 代表者 印	納税者 氏名 〒 住所 市 区 町 丁目 番地 電話番号 FAX 代表者 氏名 代表者 印
---	---	---	---	---	---

課税期間の消費税及び地方消費税の申告書

申告書
 1 課税期間
 2 課税期間
 3 課税期間
 4 課税期間

申告書
 1 課税期間
 2 課税期間
 3 課税期間
 4 課税期間

課税期間の消費税及び地方消費税の申告書

申告書
 1 課税期間
 2 課税期間
 3 課税期間
 4 課税期間

申告書
 1 課税期間
 2 課税期間
 3 課税期間
 4 課税期間

○ 一般課税用の消費税確定申告書・第二表

課税標準額等の内訳書					様式① NTA05SHA010020100	
納税 地所	郵便番号					軽減売上割合（10営業日） G25 提出あり：1 期別G26① 小売等軽減仕入割合 G26 提出あり：2 期別G26②
	フリガナ					
	納税地	FO6				
	電話番号	FO7				
	フリガナ	FO3				
名称		FO4				
フリガナ		FO5				
代表者氏名		FO7				
氏名		FO7				

自	NO1	元号	年	月	日	課税期間分の消費税及び地方消費税の 申告書	中開申告 の 場合の 対象期間	自	NO3	元号	年	月	日
至	NO2	元号	年	月	日		至	NO4	元号	年	月	日	

課 税 標 準 額	① ②
※申告書（第一表）の①～⑨へ	

課税資産の 譲渡等の額 の合計額	3 % 適用分	2 G03
	4 % 適用分	3 G04
	6.3 % 適用分	4 G05
	6.24 % 適用分	5 G06
	7.8 % 適用分	6 G07
	(2～6の合計)	7 G08
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	8 G09
	7.8 % 適用分	9 G10
	(8・9の合計)	10 G11

消 費 税 額	⑪ G12	
※申告書（第一表）の2～9へ		
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	12 G13
	4 % 適用分	13 G14
	6.3 % 適用分	14 G15
	6.24 % 適用分	15 G16
	7.8 % 適用分	16 G17

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑫ G18
※申告書（第一表）の5～9へ	
売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	18 G19
	19 G20
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	

地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)	(21～23の合計)	20 G21
	4 % 適用分	21 G22
	6.3 % 適用分	22 G23
	6.24%及び7.8% 適用分	23 G24

(注1) ⑧～⑪及び⑬欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ⑫～⑭欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

○付表 1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税
の課税標準となる消費税額計算表

○付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

[illegible]

24 巻 6 号 小野の私算によれば、上田本連の経費も同様に推定

(125.16.17) 給語了禮節與禮節

[illegible]

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(195.38) 以下は特許了議院議案(1)

■ 簡易課税用の「表示」メニューとワークシート

消費税申告書

×

簡易課税のデータ表示

消費税の簡易用申告書

課税標準額等の内訳書

消費税簡易用付表 4-3

消費税簡易用付表 5-3

消費税簡易用の付表 6

消費税簡易課税の計算書

キャンセル

○ 簡易課税用消費税確定申告書・第一表

期 年 月 日	F01	事務局長殿	様式ID	NTASHA020010090	★
---------	-----	-------	------	-----------------	---

納 郵便番号		
フリガナ		
税 納 税 地	F06	
地 電話番号	F07	
フリガナ	F08	
名 又は 屋 号	F04	
個人 番号 又は 法人番号	F02	
フリガナ	H06	
代 表 者 氏 名 又 は 氏 名	H07	

申告 年月日		
通称 日付印	F12	
税額	区分1	区分2 区分3

申告 年月日		
(西暦) 年 月 日		
個人番号カード 通知カード・通知原簿 その他()		毎月納税
		K22

自	元号	年	月	日	
NO1					
自	元号	年	月	日	
NO2					

課税期間分の消費税及び地方消費税の
申告書

G077 1 確定、2 中間
3 確定補正、4 確定中間

自	元号	年	月	日	
NO3					
自	元号	年	月	日	
NO4					

この申告書による消費税の税額の計算

課 税 標 準 額	①	G01			
消 費 税 額	②	G02			
貨物取引に係る消費税額	③	G03			
引 控 除 税 金 仕 入 税 額	④	G04			
消費 税 還 付 金 等 に 係る 税 額	⑤	G05			
税 費 自 前 に 係 る 税 額	⑥	G06			
増 設 税 額 小 計 (ホーエーエー)	⑦	G07			
課 税 水 道 費 付 税 額 (ホーエーエー)	⑧	G08			
課 税 公 道 費 付 税 額 (ホーエーエー)	⑨	G09			
中間 納 付 税 額	⑩	G10			
前 付 税 額	⑪	G11			
中間 納 付 還 付 税 額 (ホーエーエー)	⑫	G12			
この申告書による 確定 消 費 税 額	⑬	G13			
前 納 付 税 額	⑭	G14			
この課税期間の課税売上高	⑮	G15			
課税期間の課税売上高	⑯	G16			

この申告書による地方消費税の計算

課 税 標 準 額	①	G17			
地方消費税額	②	G18			
地方消費税額	③	G19			
地方消費税額	④	G20			
地方消費税額	⑤	G21			
地方消費税額	⑥	G22			
地方消費税額	⑦	G23			
地方消費税額	⑧	G24			
地方消費税額	⑨	G25			

消費税及び地方消費税の合計(納税又は還付税額)

納 税 額	①	G26			
還 付 税 額	②	G27			
還 付 税 額	③	G28			
還 付 税 額	④	G29			
還 付 税 額	⑤	G30			
還 付 税 額	⑥	G31			
還 付 税 額	⑦	G32			

申告書の
の備忘の
対象期間

自	元号	年	月	日	
NO3					
自	元号	年	月	日	
NO4					

この申告書による消費税の税額の計算

課 税 標 準 額	①	G01			
-----------	---	-----	--	--	--

○ 簡易課税用の消費税確定申告書・第二表

課税標準額等の内訳書					様式ID	NTA0SHA020020090	
納税地	郵便番号				納税地		
	フリガナ						
	納税地	F06					
	電話番号	F07					
フリガナ	F03			納税地	軽減売上割合（10営業日） G25 提出年月：1 提出日：1 期別3851 小売等軽減仕入れ割合 G26 提出年月：1 提出日：1 期別3851		
名義は	F04						
フリガナ	F06						
代表者氏名	F07						
氏名							

日	元号	年	月	日	課税期間中の消費税及び地方消費税の G01 ~ 1. 種別、2. 期間 3. 修正確定、4. 修正中	申請書 対象期間	日	元号	年	月	日
N01							N03				
日	元号	年	月	日			日	元号	年	月	日
N02							N04				

課税標準額	①	G02	
※申告書（第一表）の①欄へ			

課税資産の譲渡等の額の合計額	3 % 適用分	2	G03	
	4 % 適用分	3	G04	
	6.3 % 適用分	4	G05	
	6.24 % 適用分	5	G06	
	7.8 % 適用分	6	G07	
	(2~6の合計)	7	G08	
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	8	G09	
	7.8 % 適用分	9	G10	
	(8・9の合計)	10	G11	

消費税	⑪	G12		
※申告書（第一表）の⑪欄へ				
⑪の内訳	3 % 適用分	12	G13	
	4 % 適用分	13	G14	
	6.3 % 適用分	14	G15	
	6.24 % 適用分	15	G16	
	7.8 % 適用分	16	G17	

返還等対価に係る税額	⑫	G18	
※申告書（第一表）の⑫欄へ			
売上げの返還等対価に係る税額	18	G19	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	19	G20

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(20~23の合計)	20	G21	
	4 % 適用分	21	G22	
	6.3 % 適用分	22	G23	
	6.24%及び7.8%適用分	23	G24	

(注1) ⑩~⑫及び⑭欄は、一般課税により申告する場合、課税売上割合が5%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ①~⑨欄が課税対象となる場合はマイナス「-」を付してください。

○付表 4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税
の課税標準となる消費税額計算表

○付表 5-3 控除対象仕入税額等の計算表

様式ID NTA0SHB047010010 氏名又は名称 F04														
令和 元 年 月 日 ～ N02 元 年 月 日 氏名又は名称 F04														
税 目 N01 年 月 日 ～ N02 年 月 日 氏名又は名称 F04														
区 分 税率 6.24 % 適用分 A 税率 7.8 % 適用分 B 合 計 C														
課 税 標 準 額 ① G01 G09 G17														
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ① G02 G10 G18														
消 費 税 額 ② G03 G11 G19														
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ③ G04 G12 G20														
控 除 対 象 仕 入 税 額 ④ G05 G13 G21														
返 に 達 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤ G06 G14 G22														
税 貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥ G07 G15 G23														
控 除 税 額 小 計 ⑦ G08 G16 G24														
控 除 不 足 還 付 税 額 ⑧ G25 G26														
差 引 税 額 ⑨ G27 G28														
還 付 税 額 ⑩ G29 G30														
納 税 額 ⑪ G31 G32														

注意: 金額の計算において、1円未満の端数を切り捨てる。

(R1,10,1)以後終了運送率使用

様式ID NTASOB06701000									
付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表									
簡易									
課税 期間	元号	年	月	日	～	元号	年	月	日
N01					～	N02			
						氏名又は 名称	F01		

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税率

項 目	税率6.3%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
① 対 応 の 準 則 に 依 る 消 費 税 に 関 する 貨 物 の 買 入 金 額	G01	G05	G09
② 特 定 の 貨 物 に 関 する 貨 物 の 買 入 金 額	G02	G06	G10
③ 対 外 輸 出 の 貨 物 に 関する 貨物 の買入金額	G03	G07	G11
④ 控 除 対 象 と な る 消 費 税 に 係 る 貨 物 の 買 入 金 額 (① + ② + ③)	G04	G08	G12

II 1種類の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	税率6.3%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
① × みなし仕入率	G13	G14	G16

III 複数以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(I) 事業区分別の課税売上高(税抜後)の明細

項 目	税率6.3%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)	業上 割合
事 業 区 分 別 の 合 計 額	G17	G21	G25	
第 一 種 事 業 (卸売業)	G18	G22	G26	C01
第 二 種 事 業 (小売業等)	G19	G23	G27	C02
第 三 種 事 業 (製造業等)	G20	G24	G28	C03
第 四 種 事 業 (その他)	G21	G25	G29	C04
第 五 種 事 業 (サービス業等)	G22	G26	G30	C05
第 六 種 事 業 (不動産業)	G23	G27	G31	C06

(II) 1つの事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率6.3%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
事 業 区 分 別 の 合 計 額	G32	G45	G52
第 一 種 事 業 (卸売業)	G33	G46	G53
第 二 種 事 業 (小売業等)	G34	G47	G54
第 三 種 事 業 (製造業等)	G35	G48	G55
第 四 種 事 業 (その他)	G36	G49	G56
第 五 種 事 業 (サービス業等)	G37	G50	G57
第 六 種 事 業 (不動産業)	G38	G51	G58

注 1 各組の各置に於いては、1回未満の値を0と換えて算出する。

2 課税売上増につき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)が有り、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から算除

には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の

(R1.10.1以後終了課税標準適用)

様式ID		NTAOSH067020010	
			
(3) 控除対象仕入税額の計算区分の明細 イ 原則計算を適用する場合は			
控除対象仕入税額の計算区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
① × みなし仕入率 $\frac{⑤ \times 90\% + ⑥ \times 80\% + ⑦ \times 70\% + ⑧ \times 60\% + ⑨ \times 50\% + ⑩ \times 40\%}{⑪}$	G01	G02	G03
ロ 特別計算を適用する場合は (イ) 1種類の事業で75%以上			
控除対象仕入税額の計算区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
② × みなし仕入率 $\frac{⑬ \times ④ - ⑭ \times ⑤ / ⑥}{⑦}$ ⑧ 1:90%、2:80%、3:70%、 4:60%、5:50%、6:40%	G04	G05	G07
(ロ) 2種類の事業で75%以上			
控除対象仕入税額の計算区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
第一種事業及び第二種事業 (① + ②) / ③ × 70%	④ × $\frac{⑤ \times 90\% + ⑥ - ⑦ \times 80\%}{⑧}$ ⑨	G08	G23
第一種事業及び第二種事業 (① + ②) / ③ × 70%	④ × $\frac{⑤ \times 90\% + ⑥ - ⑦ \times 70\%}{⑧}$ ⑩	G09	G24
第一種事業及び第三種事業 (① + ③) / ④ × 70%	④ × $\frac{⑤ \times 90\% + ⑥ - ⑦ \times 60\%}{⑧}$ ⑪	G10	G25
第一種事業及び第三種事業 (① + ③) / ④ × 70%	④ × $\frac{⑤ \times 90\% + ⑥ - ⑦ \times 50\%}{⑧}$ ⑫	G11	G26
第一種事業及び第三種事業 (① + ③) / ④ × 70%	④ × $\frac{⑤ \times 90\% + ⑥ - ⑦ \times 40\%}{⑧}$ ⑬	G12	G27
第一種事業及び第三種事業 (① + ③) / ④ × 70%	④ × $\frac{⑤ \times 80\% + ⑥ - ⑦ \times 70\%}{⑧}$ ⑭	G13	G28
第一種事業及び第三種事業 (① + ③) / ④ × 70%	④ × $\frac{⑤ \times 80\% + ⑥ - ⑦ \times 60\%}{⑧}$ ⑮	G14	G29
第一種事業及び第三種事業 (① + ③) / ④ × 70%	④ × $\frac{⑤ \times 80\% + ⑥ - ⑦ \times 50\%}{⑧}$ ⑯	G15	G30
第一種事業及び第三種事業 (① + ③) / ④ × 70%	④ × $\frac{⑤ \times 80\% + ⑥ - ⑦ \times 40\%}{⑧}$ ⑰	G16	G31
第三種事業及び第四種事業 (① + ④) / ⑤ × 70%	④ × $\frac{⑥ \times 70\% + ⑦ - ⑧ \times 60\%}{⑨}$ ⑱	G17	G32
第三種事業及び第四種事業 (① + ④) / ⑤ × 70%	④ × $\frac{⑥ \times 70\% + ⑦ - ⑧ \times 50\%}{⑨}$ ⑲	G18	G33
第三種事業及び第四種事業 (① + ④) / ⑤ × 70%	④ × $\frac{⑥ \times 70\% + ⑦ - ⑧ \times 40\%}{⑨}$ ⑳	G19	G34
第四種事業及び第五種事業 (① + ⑤) / ⑥ × 70%	④ × $\frac{⑥ \times 60\% + ⑦ - ⑧ \times 50\%}{⑩}$ ㉑	G20	G35
第四種事業及び第五種事業 (① + ⑤) / ⑥ × 70%	④ × $\frac{⑥ \times 60\% + ⑦ - ⑧ \times 40\%}{⑩}$ ㉒	G21	G36
第五種事業及び第六種事業 (① + ⑥) / ⑦ × 70%	④ × $\frac{⑥ \times 50\% + ⑦ - ⑧ \times 40\%}{⑪}$ ㉓	G22	G37
ハ 上記の計算区分から選択した控除対象仕入税額			
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
選択可能な計算区分(① ~ ⑩)	G53	G54	G55

注：金額の計算に於いては、1円未満の端数を切り捨てる。

(2/2)

(R1,10,1以後終了課税期間用)